



平成22年9月27日

各 位

会社名 株式会社エーワン精密
代表者名 代表取締役社長 林 哲也
(JASDAQ・コード6156)
問合せ先 代表取締役社長 林 哲也
電 話 042-363-1039

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成22年9月25日開催の取締役会において、平成22年6月18日開催の取締役会で決議した「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部修正しましたのでお知らせいたします。(変更箇所は、下線で示しております。)

記

《内部統制システムの構築に関する基本方針》

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全社員の行動・判断基準とするべく「経営理念」「倫理規程」を定めて、全取締役及び使用人の意志の統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動をするための指針としている。
- ② 取締役会については、月に1回以上の頻度で、原則として取締役、監査役全員出席し、関係法令、取締役会規程に準拠し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを統制している。
- ③ 監査役会については、月に1回程度の頻度で開催し、監査役間の意思疎通を行うとともに、取締役の職務執行についての監査の有効性を確保している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体にて行い、「文書管理規程」に基づき、文書の種類により1年、5年、永久の保存年限を定め、必要に応じて随時閲覧できるようにしている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理に関わる事項は、「リスク管理規程」に規定しており、リスク管理担当グループにおいて定期的にリスクの洗い出し、内容評価を実施し、代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長は評価の分析を行い、対応方針を決定する。

- ② 日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が各業務グループリーダーへ報告をし、各業務グループ長が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに担当取締役へ報告し、必要に応じて取締役間で協議・対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会を月に1回以上開催し、必要事項の決議、取締役の職務執行の監督を行い、必要ときに適切な意思決定が可能な体制を整え、経営計画の達成を図る。
- ② 職務執行を迅速性、実効性のあるものとするために「業務分掌規程」「職務権限規程」により責任、権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は該当しません。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査役と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査役の管轄とし、取締役からは独立した立場を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定や業務執行の状況を把握、監督するために、取締役会への出席、重要な書類の閲覧、場合によっては取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の状況、業務執行状況、意思決定の経緯、その他の事項についてその内容の報告を行い、監査役の業務が実効性を伴い適切に行われるように協力するものとする。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- ② 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

以上